

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷				人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)				(市町村)									
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣 要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

聯合口味	烹飪老實選購	聯合
------	--------	----

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

区	分	被害	被害の状況	設置状況	都道府県
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他					
農業被害	千円				
林業被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他					
被災者の状況	千円				
災害の概況	千円				
消防機関等の活動状況	千円				
自衛隊の災害派遣	千円				
その他					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

埼玉県知事 殿

朝霞市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号
年 月 日

埼玉県知事 殿

朝霞市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

1 撤収要請日時 年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考事項

9-5 避難所運営のための様式

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って安否情報の照会に対する回答に利用します。また、救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

（注5）本様式提出後、内容に変更があった場合は、再度提出願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注１）本収集は、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って安否情報の照会に対する回答に利用します。また、救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

（注５）本様式提出後、内容に変更があった場合は、再度提出願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注６）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直径親族を原則とします。

避難者名簿

避難者名簿		災害名				避難所名			作成者	班 氏名	No.	
番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名(続柄)	事後消息	備考			
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											
	月 日～ 月 日											

(注1)「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2)「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注3)「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

避難所日誌

年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分	
発信機関		避難所		発信者			
受信機関				受信者			
		男	女	計		備 考	
避難者数		人	人	人			

(運営状況)

(問題点・要望等)

9-6 物資食料管理表

No.

物資受払簿

品目又は品名		単位呼称	
保管場所			

[illegible]

別記様式第3(第6条関係)

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

9-8 規制除外車両確認申出書

別記様式第6（第8関係）

		年 月 日
埼玉県公安委員会 殿		
規制除外車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	関係法令 ☐ 災害応急対策用 ☐ 原子力災害応急対策用 ☐ 国民保護措置用 ☐ 医師、歯科医師、医療機関等使用 ☐ 医薬品、医療機器、医療用資材等輸送 ☐ 患者等搬送 ☐ 建設用重機、道路啓開作業又は重機輸送 ☐ 輸送人員又は品名（ ） ☐ その他（ ）	
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	（ ） 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	（ ） 局 番
	氏 名	
備 考	除外届出済証 有（ 年 第 号）・ 無	
	規制除外車両確認証明書（第 号）にて発行	

9－9 要搜索者名簿

要 搜 索 者 名 簿

No.

整理 番号	届出月日	行 方 不 明 者							届 出 者			備 考
		住 所	氏 名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住 所	氏 名	要搜索者 との関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

9-10 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[朝霞市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

9-11 遺留品処理票

遺留品処理票

[朝霞市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺留品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺 留 品 保 管 場 所		

罹災証明申請書

受付番号:

年 月 日

朝霞市長 あて

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

記

世帯主住所		
世帯主氏名		
申請者 世帯主以外の場合	氏 名	続 柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家 ※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

使用目的	保険 ・ 税の減免 ・ 諸官庁 ・ その他()
------	--------------------------

必要枚数	枚	備考
------	---	----

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

朝霞市長

9-13 り災届出証明願及びり災届出証明書

り災届出証明願 及び り災届出証明書

年 月 日

朝 霞 市 長 あて

(申請者) 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、り災のあったことを届出します。

り災原因	
り災年月日	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃
発生場所	
り災内容 の概要	

上記のとおり り災の届出があったことを証明する。

この証明は損害の程度、過失の有無及び他の災害との因果関係を明らかにするものではない。

年 月 日

朝霞市長

証 明 番 号	第 号
備 考	

[添付書類] り災したことが分かる写真

10 用語集

【あ行】

液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

エコノミークラス症候群

長時間座り詰めの結果、血流が徐々に悪くなり下肢静脈に血栓（血の固まり）ができる。この血栓が肺まで達すると肺動脈の血管が詰まり息苦しさや胸の痛みとなり、最悪の場合呼吸困難により死亡することがある。避難生活等で長時間同じ姿勢を取っている場合に発症することがあり、平成16年新潟県中越地震において自家用車等で避難生活をした被災者に発生し、注目された。エコノミークラスで長時間フライトする乗客にこの症状が見られることから「エコノミークラス症候群」と呼ばれるようになった。

応急仮設住宅

大規模災害によって住家が滅失または破損し、居住する住家が得られない者を収容するために応急的に建設する仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が特に必要と認めた場合において設置する。

大雨・豪雨

強い雨を表す言葉で、両者は必ずしも明確に区別されていない。気象庁が発表する予報や警報では、大雨警報というように大雨を用いている。大きな災害が発生した場合には、「平成17年〇〇豪雨」のように命名し、災害対策基本法でも豪雨を用いている。このように、大雨は多量の雨が降ることを表し、豪雨は災害を含んだ空間的・時間的なまとまりをもった現象に使用されている。

【か行】

外水はん濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えてはん濫したり、堤防が決壊して洪水となったりすることをいう。

帰宅困難者

災害などを原因とする公共交通機関の不通により、会社や学校から自宅に帰ることが困難となった人のことをいう。

記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために気象庁から発表される。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

緊急消防援助隊

消防組織法第45条に規定する部隊で、大規模災害の発生に際し、同法第44条に規定する要請又は指示等により出動し、被災市町村長の指揮の下、消防の応援等を行うことを任務としている。。

緊急輸送路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第63条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りについて制限、禁止、退去命令等がされる。

警報

重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

激甚災害制度

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

広域避難場所

地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースのこと。概ね10ha以上の空地（10ha未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。

洪水予報

洪水予報指定河川について、気象庁と国土交通省または都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報である。気象庁と国土交通省の機関が行う洪水予報では、はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の巨樹者等に対して発令する。

コミュニティ支援ボード

障がいのある人や外国人など、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、わかりやすい絵記号や写真、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるためのツールのこと。コミュニケーション支援ボードともいう。

【さ行】

災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24 時間体制が取れる」「ヘリ等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害医療センターと、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害医療センターとして指定されている。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和 34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために 1961（昭和 36）年に制定された。

災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

災害用伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が 1 日～数日間続くことが予想される。そのため、このような状況の緩和を図るため、通信事業者が提供する被災地内の電話番号をメールアドレスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのサービスのことである。

災害用伝言板

大規模災害が発生した場合に各携帯電話会社等が提供するシステムで、携帯電話やスマートフォンからメッセージを登録し、インターネットで家族等がメッセージを確認できるものである。

J-ALERT（ジェイ アラート）

全国瞬時警報システムのことで、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。

指定緊急避難場所

地震や大規模な火災等による熱や延焼、水害における浸水等の危険から、身の安全を確保するために避難する空間や施設である。災害対策基本法では、災害の種類ごとに安全な場所を指定するための基準を示している。

指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織。

指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のことである。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

指定避難所

被災した人などを収容し、避難生活の場とする施設のこと。災害対策基本法では、災害の影響が少なく、輸送が容易な場所であることを指定基準としている。

集中豪雨

集中豪雨とは、狭い地域に比較的短時間に多量の雨が降る現象をいう。その範囲や雨量にはっきりとした定義はない。集中豪雨が初めて使われたのは、1953年8月15日の朝日新聞の夕刊とされており、集中豪雨という表現が現象を的確に表していたため、マスコミ用語からしだいに気象用語として定着した。

震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

水防警報

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要

がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、水防機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を考慮して設定されている。

水防法

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

疎通（そつう）

通信が支障なく通じること。

【た行】

タイムライン

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画である。

国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

注意報

災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

都市(型)水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかつたり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市（型）水害と呼ぶ。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。レーダー・アメダス解析雨量、降水短時間予報をもとに、全国くまなく 5km 四方の領域ごとに算出する。

また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km 四方領域ごとに、過去の一定期間内に出現した一雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高くなる。

トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

【な行】

内水氾濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が、水路や下水道に排水しきれずに、水が溜まることをいう。

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返して発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

【は行】

VACANMap s

株式会社バカンが運営する地図情報サービス。令和 2 年度に災害協定を締結したことから、避難所運営職員等が避難所の混雑状況等を更新することで、リアルタイムでの避難所の開設、混雑状況の確認を行うことができるようになった。

ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。

最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、土砂災害、地震・津波に対するハザードマップの作成が市町村の義務となっている。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位をいう。あらかじめ指定した河川（「洪水予報指定河川」という。）における水位が氾濫危険水位に到達した時には、国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「氾濫危険情報」を発表する

氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時には、国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する「氾濫注意情報」を発表する。

被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

B C M（事業継続管理）

Business Continuity Management の略で、企業が事業継続に取り組むうえで必要な、BCP（事業継続計画）の策定から、その導入・運用・見直しという継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメントのことをいう。

B C P（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。

避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する要配慮者をいう。

避難指示

警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の危険な場所から避難すべき状況において、市町村長等が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

避難判断水位

避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を要する水位である。洪水予報指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後にははん濫危険水位に到達が見込まれる場合に、高齢者等の避難が必要とされるレベル3に相当する「氾濫警戒情報」を発表する。

福祉避難室

一般の避難所において、要配慮者のために確保されたスペースをいう。

福祉避難所（指定福祉避難所）

高齢者、障害者その他特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

輻輳（ふくそう）

通信回線にアクセスが集中して通常できるはずの通信ができなくなること。

防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

【ま行】

マグニチュード

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約30倍である（マグニチュード2の違いで1000倍）。関東大震災はマグニチュード7.9、兵庫県南部地震は7.2であった。地震被害の大きさ・広がり、一般的にいうマグニチュード7程度では、一つの県を占める規模、マグニチュード8では、複数県にまで拡大すると考えられている。

【や行】

要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人など災害時に特に配慮を要する方々をいう。災害弱者や災害時要援護者ともいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障がいのある人、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備のことである。

リードタイム

警報や避難勧告等の発表から、防災関係者や地域住民への情報伝達、避難行動等の防災行動に要する時間を考慮して設定される時間をいう。

朝霞市地域防災計画 資料編

昭和 44 年 作成

昭和 51 年 4 月 修正

昭和 54 年 4 月 修正

昭和 59 年 4 月 修正

平成元年 3 月 修正

平成 2 年 3 月 修正

平成 4 年 3 月 修正

平成 8 年 3 月 修正

平成 13 年 3 月 修正

平成 25 年 3 月 修正

平成 28 年 3 月 修正

令和 7 年 2 月 修正

編集発行 朝霞市防災会議

《事務局》朝霞市危機管理室

〒351-8501 朝霞市本町 1 - 1 - 1

電話 048-463-1111（代表）
